

一般社団法人 日本フォトロゲイニング協会 利用規約

2012年9月1日 制定・施行

2017年4月1日 改定・施行

2018年7月1日 改定・施行

一般社団法人 日本フォトロゲイニング協会(以下、当協会という)は、当協会が考案したスポーツであるフォトロゲイニング(登録商標)に対する社会の信頼を高め、定義を明確にし、公平・安全なスポーツとして普及し継続することを目的として設立された協会です。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本規約は当協会の活動目的に則り、当協会・大会運営者・大会参加者の三者が同一の認識を持ち、フォトロゲイニングの大会、普及活動、使用ツール、社会マナー、第三者との関係において高い水準を保持するための基礎的な規定を明文化することを目的としています。そのため監修作業、大会運営に関する詳細は別途に定めるものとします。

### 第2条 適用

本規約は当協会が保有している知的財産、当協会名称、当協会名称に類似の名称、フォトロゲイニングという名称、又はフォトロゲイニングに類似の名称を利用して開催する大会及び大会に関連する活動の全て並びに第3条(4)に規定する利用者に適用されます。

### 第3条 語句の定義

- (1) 「大会」とは参加人数の大小に関わらず、実施するフォトロゲイニングイベントのことをいいます。大会はその参加人数により4種類に分けられます。
  - A 大会・・・501人以上。当協会が直接に監修して開催する。
  - B 大会・・・301人～500人。開催には事前に当協会の許可を要する。
  - C 大会・・・101人～300人。
  - D 大会・・・1～100人。
- (2) 「公認大会」とは当協会が直接に監修して開催する大会をいいます。
- (3) 「登録大会」とは上記(2)以外の大会をいいます。
- (4) 「監修者」とは、第4条で規定する要件を満たし、当協会に監修者として登録した者をいいます。監修者登録の申請をした場合には、本規約に同意したものとみなします。監修者は大会主催の能力と知識を有する者として、大会開催に際しては第5条に規定する義務を果たさなくてはなりません。また、監修者の資格は別に定める経験等の基準により下記の2段階に種別されます。

「公認大会監修者」…当協会から委託を受けて大会を監修することができる。

「監修者」…自ら主催する大会に限り、監修し開催することができる。

(5) 「監修する」とは、当協会公式ルールブック第十章第 25 及び第 26 の規定を遵守し、イベントアドバイザーとして地図の作成と運営についてのアドバイスを主催者に対して提供することをいいます。原則として主催者は監修者の意見に基づいて大会を主催します。

(6) 「主催者」とは、大会(イベント)を主催する者をさします。地図範囲の設定、チェックポイントの設定を含む当該大会に関わる全ての責任を負い、参加要項において主催者として明記されていなくてはなりません。

また、主催者は次の2つの権限を有します。

① 要項の変更

② 参加者に関する個人情報を含む情報の取得

(7) 「利用」とは、本協会に監修者として登録する活動、監修者としての活動、監修者又はそれ以外の者がフォトゲイニングの大会を開催する活動、及び大会に協賛する活動を包括していいます。「利用者」とは、利用をする者をいいます。

## 第2章 監修者

### 第4条 監修者の登録

1. 監修者登録の要件は下記の4点とし、その全てを満たした上で本人から申請し、監修者として当協会に登録されます。
  - (1) 登録申請時から過去 2 年以内に 3 回以上の大会に参加者として参加したこと。但し当協会の公式 web サイトに掲載されている大会に限定する。
  - (2) 登録申請時から過去 2 年以内に当協会が実施している運営者講習を修了していること。受講の時点で最低でも前1号に規定された大会参加の経験を要する。
  - (3) 運営者講習修了時に当協会が実施する効果測定に合格すること。
  - (4) 上記 3 つの要件を全て満たした上で本規約に同意し、当協会 web サイト上の登録フォームから登録申請をすること。
2. 当協会は、前項の要件を満たした申請者の身元を確認した後に、御本人に対し監修者であることを証する ID を発行します。

なお、登録期間は下記のとおり2年間とし、継続を希望するときは期間満了前に別に定める更新手続きを行うこととします。期間満了までに更新手続きを行わない場合には監修者資格を失います。

<登録期間>

4 月～9 月登録…4 月 1 日からの 2 年間

10 月～3 月登録…10 月 1 日からの 2 年間

### 第5条 監修者の権限及び義務

1. 登録された監修者は、当協会の定めるフォトゲイニング公式ルールを遵守し自らが監修して大会を開催することができます。但し第3条(1)に規定するA大会は除外します。
2. 「監修者」は、大会主催時の名称(屋号)を1件登録することができます。
3. 監修者が自ら大会を主催するとき又は委託を受けて大会を監修する際には、当協会に対し下記の資料を提出し、事前事後の報告を行うこととします。
  - (1) 大会開催日の30日前まで且つ一般への要項公開前に、所定の様式による大会要項。
  - (2) 大会開催後1か月後までに所定の様式による大会レポート、使用した地図、チェックポイント一覧。
4. 当協会公式ルールブックに規定される開催規則、フォトゲイニング公式ルールを熟知し、大会成立及び運営に責任を持って監修を行わなくてはなりません。
5. 大会の参加者が自身及び他者の安全を守り、参加者向けルールを遵守するように細心の注意を払わなくてはなりません。
6. 住所、氏名などの登録事項に変更があった場合には当協会あてに変更後の内容を通知することとします。
7. 前2項第1号及び第2号が当協会がフォトゲイニングとする水準に達しない場合には、当協会は当該大会の開催に関し、内容の見直しを勧告することができます。その後、監修者が勧告に従わない場合又は見直しを実施しても当該大会が当協会の要求する水準に達することが不可能な場合には、当協会は当該大会をフォトゲイニングの大会として承認しないことができます。

#### 第6条 監修者資格の喪失

当協会は、監修者が下記のいずれかに該当するときにはその監修者資格を取り消すことができます。

- (1) 正当な理由なく、決められた義務を果たさなかったとき
- (2) 本規約に違反したとき
- (3) 監修者としてふさわしくない行為があったとき

### 第3章 大会

#### 第7条 大会の開催

1. 第3条(1)に規定する全ての種類の大会は、主催者自身が監修者であること、それ以外の場合には公認大会監修者の監修を受けることが開催のための要件です。
2. 原則として、監修者が開催できる大会は第3条(1)に記載のC大会及びD大会に限定されます。協会による直接監修以外のA大会及びB大会は、協会の事前審査を受け、協会が承認した場合に限り開催が可能です。
3. 監修者登録後の初めての大会開催又は大会監修については、下記の2点の制限を受けます。
  - ①特別ルールを行わない。
  - ②参加者を2名から5名でのチーム参加に限定する。

## 第4章 知的財産

## 第8条 著作権等

本規約を含め当協会公式サイトコンテンツ、冊子、配布物等の著作権その他の知的財産に関する権利は当協会に帰属します。当協会の事前承認なしに他者が無断で使用することはできません。

## 第9条 商標

1. 当協会(代表理事)が商標登録をしている商標又は出願中の商標は、事前に当協会の文書または電磁的書面による個別の承認を受けた者だけが該当する区分において使用できます。

<平成30年6月1日現在 当協会代表理事が権利者である商標及び出願中の商標>

商 標	出願／登録番号	区分
フォトログ	5511905	41
	5802211	09
フォトログイン／ PHOTOROGAINE	5560349	41
フォトログイニング／ PHOTOROGAINING	5560348	41
	5802210	09
	願 2018-030195	09 41

2. 監修者は当協会の承認を得た大会の活動に伴う商標の使用ができます。但し、当協会直接の活動と明確に区別される外観を整備しなければなりません。

## 第5章 附則

## 第10条 反社会的勢力の排除

1. 利用者は、現在かつ将来にわたり、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。)に該当しないこと、また暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損しまたは業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを、将来にわたって表明するものとします。

2. 利用者が前項の定め違反したと当協会が判断した場合、当協会は利用を拒否することができるものとします。

## 第11条(規約の変更)

1. 当協会は以下の場合に、当協会の裁量により、利用規約を変更することができます。
  - (1)利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
  - (2)利用規約の変更が、利用の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当協会は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の2週間前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当協会ウェブサイトに掲示し、または利用者に電子メールで通知します。
3. 変更後の利用規約の効力発生日以降に利用者が当協会の活動を利用したときは、利用者は、利用規約の変更同意したものとみなします。

本規約の制定及び施行日:2012年9月1日

本規約は2017年4月1日に改定し施行された。

本規約は2018年7月1日に改定し施行された。